

社会福祉法人袋井市社会福祉協議会 役員及び評議員の報酬に関する規程

(平成 29 年 6 月 21 日規程第 24 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人袋井市社会福祉協議会定款第 9 条及び第 23 条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給)

第 2 条 社会福祉法人袋井市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に対する報酬の額は、月額 50,000 円とする。ただし、月の途中で就任したとき又は任期満了、辞職等によりその職を離れたときは、その月の現日数を基礎として日割計算により支給する。

2 会長を除く役員及び評議員には報酬を支給しないこととする。ただし、別に定める規程により費用を弁償することができる。

(報酬の支給方法)

第 3 条 会長に対する報酬の支給日、支給方法及び報酬より控除する額等支給に関する詳細については、社会福祉法人袋井市社会福祉協議会非常勤職員等就業規程に準ずるものとする。

(改廃)

第 4 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第 5 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 21 日から施行する。